青梅市告示第１７６号

制限付一般競争入札を実施するので、青梅市契約事務規則（平成１４年規則第２２号）第８条の規定にもとづき、次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

青梅市長　大勢待　利　明

次の工事は、青梅市制限付一般競争入札実施要領（平成７年１月１日実施）にもとづき制限付一般競争入札に付する工事である。

１　入札に付する事項

青梅市福祉センターおよび旧青梅市教育センター解体工事

(1) 工事場所　東京都青梅市東青梅１丁目１７７番地の３ほか

(2) 工事概要

青梅市福祉センター（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、延べ面積７，０７４平方メートル）および青梅市旧教育センター（鉄筋コンクリート造、延べ面積２，９４４平方メートル）の解体工事

(3) 工期

契約確定の日から令和１１年１月３１日まで

契約確定の日は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年条例第８号）第２条の規定にもとづき、令和９年２月定例議会において契約議案が可決された日とする。

(4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）における工事の種類　解体工事

(5) 予定価格　７９４，３８７，０００円（消費税および地方消費税の額を含む。）

(6) 最低制限価格　設定する。

２　入札参加資格要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項各号の規定に該当していないこと。

(2) 電子調達サービスへの資格審査申請の際に組織形態を「単独（単体）」として登録していること。

(3) 青梅市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に次のいずれかにより登録されている者であること。

ア　東京都内の市町村（島しょを除く。以下「多摩地域」という。）に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者

イ　多摩地域を除く東京都内（島しょを除く。以下同様）に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者

(4) 資格者名簿に、本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、電子調達サービスにおける業種３１００の解体工事に登録されていること。

(5) 本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成１９年４月１日実施）にもとづく指名停止を受けていないこと。

(6) 本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年４月１日実施）にもとづく停止措置を受けていないこと。

(7) 経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

(8) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項に定める経営事項審査における「解体工事」の総合評定値（Ｐ）が次のい

ずれかに該当する者であること。

なお、総合評定値（Ｐ）については、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受領日において、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページに反映されている情報（以下「経審情報」という。）において審査を行う。

ア　多摩地域に所在する本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者　８００点以上

イ　多摩地域を除く東京都内に所在する本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者　９００点以上

(9) 「解体工事」に関し、建設業法第３条にもとづく特定建設業の許可を有する者であること。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）における「土地の形質変更に関する工事の許可申請」を要することから、「土木一式工事」または「とび・土工・コンクリート工事」に関し、建設業法第３条にもとづく一般建設業の許可または特定建設業の許可を有する者であること。

なお、建設業許可の有無については、申請書の受領日において、経審情報により確認を行う。

(10) 令和３年４月１日以降に、元請として、官公庁（公社および公団を含む。）が発注した１件当たりの最終契約金額が次のいずれかに該当する「解体工事」を、申請日時点で完成した実績がある者（工事実績が共同企業体によるものの場合は、構成員としてのものを含む。ただし、この場合の契約実績は、出資比率を乗じて得た金額とする。）であること。

ア　多摩地域に所在する本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者　最終契約金額１億５千万円以上

イ　多摩地域を除く東京都内に所在する本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者　最終契約金額２億５千万円以上

(11) 現場技術者として本告示日の３か月以上前から雇用関係がある監理技術者を専任で配置できること。

なお、営業所技術者を配置することはできない。

(12) 本告示にかかる工事の設計業務受注者または同一の工事の入札に参

加する他の者と資本面・人事面において関連がある者でないこと。

この場合において、「資本面において関連がある者」とは、互いに親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号および同法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条第２項に規定する親会社をいう。以下同じ）と子会社（同法第２条第３号および同法施行規則第３条第１項に規定する子会社をいう。以下同じ）の関係または親会社を同じくする子会社同士の関係にある者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の会社の役員（持分会社の業務執行社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役および法人格のある各種組合の理事をいい、執行役員、監査役、監事および事務局長は含まない。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合、または会社更生法第６７条第１項の規定により専任された管財人、または他方の会社の民事再生法第６４条第２項の規定により専任された管財人を現に兼ねる場合をいう。

なお、次の者は、本告示にかかる工事の設計業務受注者である。

ア　名称　株式会社大誠建築設計事務所

イ　住所　東京都中野区新井１丁目２５番６号中野フコク生命ビル３F

３　入札参加資格確認申請

本件は、電子調達サービスにより入札を行う。入札に参加を希望する者は、次に掲げる方法により手続を行うこと。

(1) 申請書を電子調達サービスにより送信すること。申請書の送信期限は、令和８年１１月１８日（水）正午までとする。

(2) 添付書類

ア　申請書の送信時に、次の(ｱ)および(ｲ)に掲げる書類を添付すること（様式については、青梅市ホームページからダウンロードすること。）。

(ｱ) 工事実績調書（様式第１号）および工事実績調書に記した工事の実績を証明する書類

(ｲ) 配置予定技術者調書（様式第２号）および次の書類

ａ　監理技術者資格者証（表・裏）の写し

ｂ　監理技術者講習修了証の写し

ｃ　雇用関係が確認できる書類（健康保険・厚生年金保険被保険

者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、住民税特別徴収税額通知書等の写し）。ただし、ａにより３か月以上の雇用関係が確認できない場合に限る。

イ　アの場合において、電子調達サービスにより送信できない者は、次のとおり持参または郵送による提出を認める。

(ｱ) 持参の場合

令和８年１１月１７日（火）正午まで（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日を除く。）に、青梅市役所４階総務部総務契約課契約係に持参するものとする。

(ｲ) 郵送の場合

次の提出先に簡易書留により令和８年１１月１７日（火）必着とする。

提出先　青梅市総務部総務契約課契約係

郵便番号　１９８－８７０１

所在地　東京都青梅市東青梅１丁目１１番地の１

(3) その他

ア　書類の作成費等については、申請者の負担とする。

イ　提出された書類等は、本契約事務および関連事務以外には使用しない。

ウ　提出された書類等は、提出期限以後の差し替えおよび訂正を認めない。ただし、配置予定技術者については、工事着手届（現場代理人・主任技術者等届）提出時点まで変更を認めるものとする（変更後の配置予定技術者については、当初の配置予定技術者が保有する資格および施工経験と同等以上の者とする。）。

エ　提出された書類等は、返却しない。

４　入札参加資格確認結果の通知

一般競争入札参加資格確認結果通知書は、令和８年１１月２７日（金）までに電子調達サービスにより送信する。

５　入札参加資格がないとした者に対する理由の説明

入札参加資格がないとされた者は、次に掲げる方法により、市長に対

して理由の説明を求めることができる。

(1) 説明を求める者は、令和８年１２月４日（金）正午まで（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）に、青梅市役所４階総務部総務契約課契約係に書面（様式は任意）を持参すること。

(2) 入札参加資格がないとした理由については、書面により回答する。

6　設計図書等の受領

一般競争入札参加資格確認結果通知書の受領後、設計図書等のうち図面については、第二期都区市町村情報セキュリティクラウドファイル交換サービスにより電子調達サービスに登録があるメールアドレス宛てに配信するので、ダウンロードすること。

その他の設計図書等については、電子調達サービスよりダウンロードすること。

なお、ダウンロードしたデータについては、市長の承諾なく複製することおよび本件入札にかかる提出書類の作成以外の目的に使用することを禁ずる。

7　現場確認

現場確認は任意とする。現場確認を希望する者については、一般競争入札参加資格確認結果通知書の受領後、発注者に連絡の上、日時の調整を行うこと。現場確認実施日は、令和８年１２月３日（木）または同年１２月４日（金）（１業者につき１時間程度）を予定し、上記以外の日での個別の現場確認は対応しない。

また、現場確認実施日に資料の配布等は行わないため、設計図書等を必要に応じて持参の上、参加すること。

なお、詳細については、一般競争入札参加資格確認結果通知書の受領後、電子調達サービスより資料をダウンロードして確認すること。

8　工事に関する質問および回答

工事に関する質問および回答については、次に掲げる方法により電子調達サービス上で行うこと。詳細は一般競争入札参加資格確認結果通知書と同時に発送する「入札説明書」の質疑応答の欄を確認すること。

なお、電子調達サービス以外での質問は受け付けない。

(1) 提出方法

電子調達サービスの「業務メニュー」欄の「質問登録・閲覧」をクリックし、該当する業種を選択した後、該当する案件を選択して質問を登録すること。

(2) 受付期間

令和８年１１月２７日（金）から同年１２月１０日（木）午後３時まで

(3) 回答

回答が可能になったものから、順次、令和８年１２月１６日（水）午後４時までに電子調達サービスに登録する。

なお、入札の公平性および公正性を損なう質問については回答をしない場合がある。

9　入札保証金

入札に参加する者は、その見積もる契約金額の１００分の３以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札に参加する者が、保険会社との間に、青梅市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約にかかる保険証券を青梅市に提出したとき、または入札参加資格確認結果通知書で入札保証金を免除するとしたときは、入札保証金の納付を免除する。

10　入札期間および開札日時

本件は、電子調達サービスにより入札を行う。入札期間および開札日時は次のとおりとする。

(1) 入札期間

令和８年１１月２７日（金）から同年１２月２２日（火）午前１０時まで

(2) 開札日時

令和８年１２月２２日（火）午前１０時５分

11　入札方法

(1) 入札回数は、１回とする（再度入札は行わない。）。入札方法については、一般競争入札参加資格確認結果通知書と同時に発送する「入札説明書」を確認すること。

(2) 入札参加者は、電子調達サービスにおける入札書提出時に、内訳書登録および公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平

成１２年法律第１２７号。以下「入契法」という。）第１２条で定める入札金額の内訳の登録を必ず行うこととし、内訳書の金額と入札書の金額は同額とし、一括値引きはしないこと。

12　入札資格等の取消し

次のいずれかに該当するときは、入札資格等を取り消すものとする。

(1) 政令第１６７条の４第１項各号の規定に該当するに至ったとき。

(2) 入札参加資格確認後において、申請書等に虚偽の記載等をしたことが判明したとき。

(3) 入札参加資格確認後において、青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準にもとづく指名停止を受けたとき。

(4) 入札参加資格確認後において、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱にもとづく停止措置を受けたとき。

13　入札の取消し

入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反するような行為をし、公正な入札の執行を妨げた場合は、入札を取り消す。

14　開札後の異議申立て

入札者は、開札後に青梅市の条例等(規則、規程、要綱等を含む。)、設計図書、入札要件または本告示の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15　入札の無効

(1) 入札者が電子調達サービスにおいて入札書提出時に内訳書登録および入契法第１２条で定める入札金額の内訳の登録をしなかった場合、かつ、入札説明書に定める内訳書の記載事項を欠いた場合は、当該入札を無効とする。

(2) 本告示に示した制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札および本告示に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

16　落札候補者の決定

(1) 開札においては、一度保留を行い、次項に定める積算内訳書の確認を行う。

(2) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもっ

て入札した者を落札候補者とする。

なお、落札候補者となるべき最低の価格をもって入札した者が２者以上あるときは、政令第１６７条の９の規定にもとづき、くじにより落札候補者を決定する。くじ引の方法については、電子調達サービスによる。

17　積算内訳書の提出

落札候補者は、開札日の午後３時までに、発注図書等受領に添付した工事設計書の項目ごとに見積もった詳細の積算内訳書を次のいずれかの方法により提出すること。

なお、いずれの場合においても、積算内訳書には工事名、商号または名称および代表者名を記載すること。

また、積算内訳書の金額と入札書の金額は同額とし、一括値引きはしないこと。

(1) 青梅市役所４階総務部総務契約課契約係へ直接提出する方法

(2) 電子調達サービスにおける入札書提出時に添付ファイルとして添付する方法

18　落札者の決定

落札候補者が前項の定めるところにより提出した積算内訳書の記載内容を確認した後、落札者として決定する。ただし、落札候補者が指定時刻までに積算内訳書を提出しなかった場合は、その者が行った入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者の次に最低の価格をもって入札した他の者を落札候補者として積算内訳書を提出させ、その内容を確認するものとし、以後落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。

19　契約の締結

落札決定後に仮契約を締結し、青梅市議会において可決された日をもって本契約として成立するものとする。契約書案については、本告示の日に青梅市ホームページに掲載する。

なお、青梅市議会において可決されなかった場合には、契約は成立しないものとする。

20　契約保証金

契約者は、契約金額の１０分の１以上（ただし、契約金額が５億円を

超える場合については契約金額の１０分の３以上）の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約者が保険会社との間に、青梅市を被保険者とする公共工事履行保証保険契約（契約保証金の金額以上）を締結し、その保険証券を青梅市に提出した場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証は、契約保証金の納付に代えることができる担保とし､その場合における担保の価値は、その保証する金額とする。

21　前払金

発注者は受注者の適切な請求にもとづき、契約金額の１０分の４を超えない額を支払う。ただし、１０万円未満の端数は切り捨てるものとする。

複数年契約（債務負担行為契約）の場合は、契約金額のうち各会計年度毎の出来高予定額の１０分の４を限度とする。

なお、契約金額総額の１０分の４が１億円を超えるもののうち、初年度の出来高予定額による算出金額が１億円未満の場合は、翌年度に支払うべき前払金相当額を含めて１億円を限度として支払うことができる。

詳細については、入札参加資格確認結果の通知送付時の入札説明書に掲載する。

22　中間前払金

発注者は受注者の適切な請求にもとづき、市長の認定を受け、かつ、前払金を支払った場合に限り、契約金額のうち各会計年度毎の出来高予定額の１０分の２を超えない額を支払う。ただし、１０万円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、部分払を行う場合は請求することができない。

23　その他

(1) 入札の辞退、入札の無効、入札の取りやめその他本告示に定めのない事項については、青梅市競争入札参加者心得（電子入札用）（平成２１年１月１日実施。以下「心得」という。）に定めるところによる。

なお、心得の内容と本告示の内容に相違があった場合または本告示のみに規定してある場合は、本告示の内容を優先する。

(2) 入札参加資格審査の受付終了後、入札参加資格者が１者以下の場合は当該入札を中止することがある。
(3) 本告示にかかる工事の入札経過書については青梅市総務部総務契約課窓口および電子調達サービスにおいて公表するものとする。
(4) 提出書類は、青梅市情報公開条例（平成３０年条例第３１号）にもとづく情報公開の対象となる。